

郵便入札心得（下記事項参照の上、入札願います）

1．郵便入札の実施

この入札は郵便で入札書を提出する方式（以下「郵便入札」という。）により実施するものとする。

入札者は「郵便入札の執行について（通知）」（以下「入札通知書」という。）記載の**入札書到達期限**までに入札書を簡易書留又は一般書留で十日町市財政課へ提出すること。

入札書の様式は別添入札書の様式を使用することとする。

郵便入札の具体的な方法は別紙1「郵便入札の方法」によることとする。

2．入札及び落札の方法等

(1)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（消費税抜きの金額とすること。）

※非課税部分がある場合には、入札金額+消費税=契約金額となるように入札書に金額を記載すること。

(2)この入札は、予定価格を事前公表している。（予定価格書の写しを添付している。）入札金額は必ず「入札比較価格[税抜]」以下とすること。「入札比較価格[税抜]」を超えた金額での入札は禁止する。

なお、誤って「入札比較価格[税抜]」を超えた金額で入札をした場合は、辞退したものと取り扱う。落札となるべく同金額での入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより決定する。くじ引きは別紙2の方法とする。

3．入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1)代理権の確認を受けない代理人のした入札

(2)入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

(3)同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(4)脅迫その他不正の行為によってした入札

(5)入札者が不当に価格のせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは全部の入札

(6)入札書を郵送する場合において、書留郵便以外によってした入札又は十日町市財政課に入札書の到達期限に到着しなかった入札

(7)その他入札に関する条件に違反した入札

以上の入札の効力は、入札執行職員が決定する。この場合当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。

4．入札の書き換え、引き換え、撤回の禁止

入札者は、入札書を提出した後における書き換え、引き換え又は撤回はできない。（地方自治法第 167 条の 8 第 3 項）この場合の提出とは、郵便入札の場合、到達した入札書を入札執行者が受付した時とする。

5．入札の辞退

入札に参加が認められた者は、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

- (1)入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送（入札の前日までに到着するものに限る）すること。
- (2)入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出すること。
- (3)指名競争入札を行う場合は、入札の辞退により、入札参加者が 1 人のときは、入札の執行を中止するものとする。

6．その他

自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が十日町市暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者は、入札することができない。

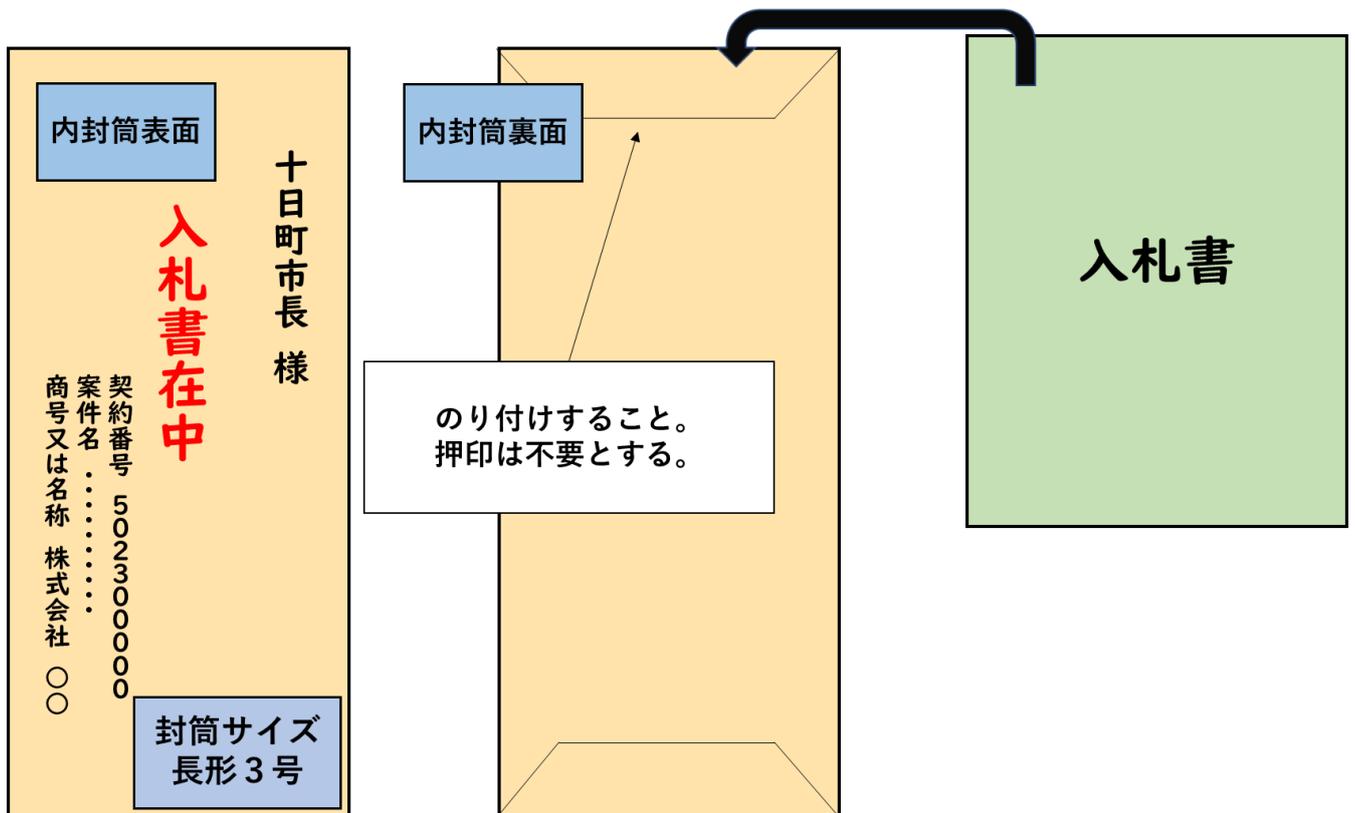
郵便入札の方法

1. 郵便入札の方法

- 郵便種類：一般書留又は簡易書留のいずれかで財政課契約検査係宛に郵送する。
一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送した入札書は無効となる。
- 入札封筒：外封筒に内封筒を入れた二重封筒とする。
外封筒には、入札書を封入した内封筒及び入札内訳書を入れること。
(下記 2. 内封筒の作成方法及び 3. 外封筒の作成方法を参照)
入札内訳書は任意様式とし、品名、型番、数量、単価、入札金額、税込総額、業者名を記載すること。委任状は不要とする。

2. 内封筒の作成方法

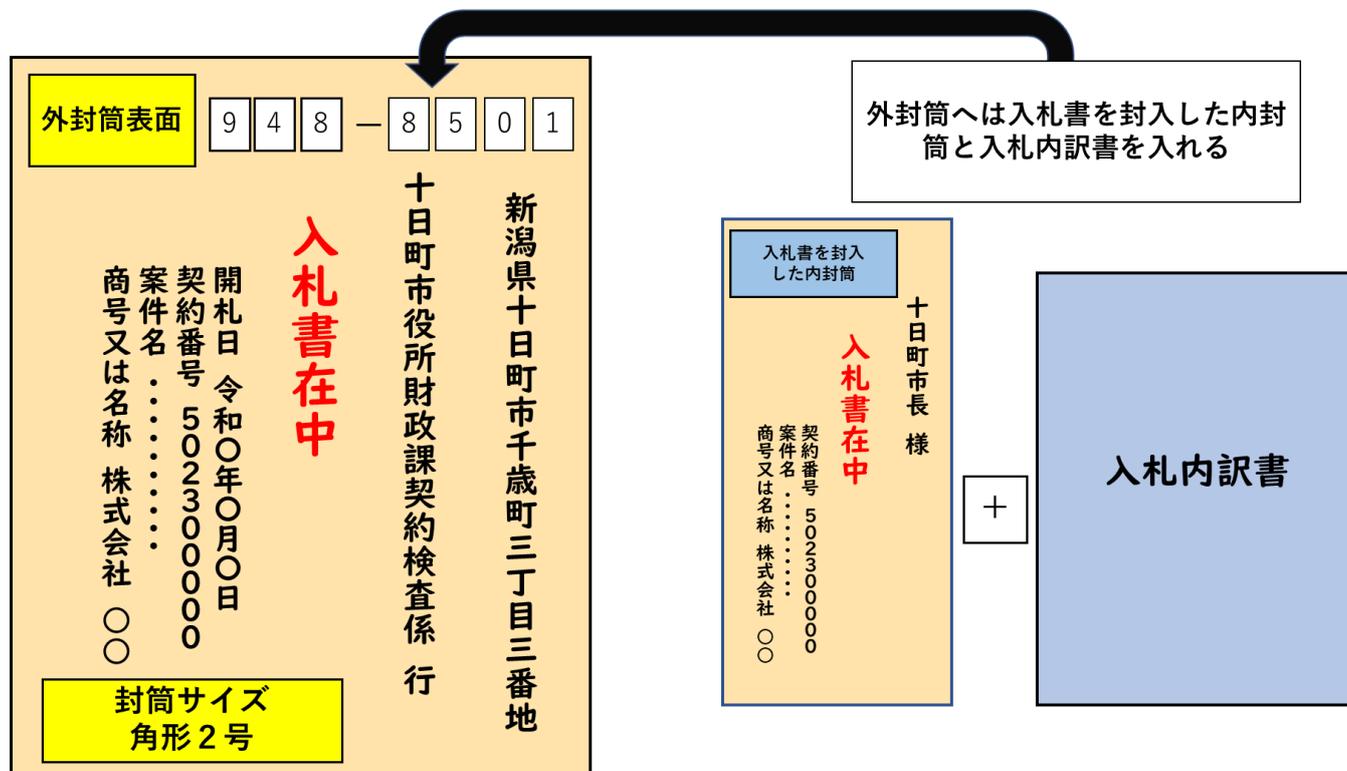
内封筒には入札書のみを入れ、のり付けする。
封筒のサイズは「長形 3 号」とする。



3. 外封筒の作成方法

外封筒には内封筒と入札内訳書を入れる。封筒サイズは角形2号とする。

郵便の種類は一般書留又は簡易書留のいずれかとする。一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送した入札書は無効となる。



4. 提出期限

入札通知書記載の入札書到達期限必着（十日町市財政課必着）とする。

5. 開札方法

入札通知書記載の開札場所及び開札日時に、入札事務に関係のない市職員の立ち会いのもと開札を行い、落札者のみにその旨連絡する。

6. 落札となるべく同金額での入札をした者が2人以上ある場合

くじ引きにより決定する。くじ引きは別紙2の方法とする。

7. その他

入札日が同一の複数案件に応札する場合の郵便入札は、契約案件ごとに外封筒を用意し、送付すること。（複数の入札書を一通の外封筒にまとめて入れる発送は不可とする。）

到達した入札書は外封筒も含め開札まで開封しない。

入札者の立ち会い及び傍聴は不可とする。

郵便入札における「くじ」の方法

1. 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、あらかじめ任意の3桁のアラビア数字「000～999」を記載する。（「0」の桁も記入が必要）。

なお、記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合などは、「書留お問い合わせ番号」（11桁）※の下3桁の数字を記載したものとみなす。

※書留お問い合わせ番号

郵便追跡に使用する番号で、次の合計11桁で構成され、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。

「***（3桁）-**（2桁）-*****（5桁）-*（1桁）」

2. くじの手順

- (1) 同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」11桁の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3、・・・）を付与する。下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目以降の桁の数字の小さいものから順次付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者数で除し、「余り」を算出する。
- (3) 上記（1）の「抽選番号」と上記（2）の「余り」が一致した者を落札者とする。

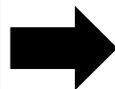
例) 入札参加者4者が同額入札の場合

(1) 「抽選番号」を付与

| 業者名 | 書留お問い合わせ番号 | 下4桁 | 下5桁 | 抽選番号を付与 |
|-----|----------------|------|-----|---------|
| A社 | 123-45-67890-1 | 8901 | - | 1 |
| B社 | 234-56-78901-2 | 9012 | 8 | 3 |
| C社 | 345-67-80901-2 | 9012 | 0 | 2 |
| D社 | 456-78-90123-4 | 1234 | - | 0 |

(2) くじ番号の和を求め、同額入札者数で除し、余りを算出

| 業者名 | くじ番号 |
|-----|------|
| A社 | 083 |
| B社 | 934 |
| C社 | 271 |
| D社 | 007 |



$$083+934+271+007=1295$$

$$1295 \div 4 \text{ 者} = \text{商 } 323 \text{ (余り } 3)$$

抽選番号「3」のB社を落札者とする。